

埼玉県地球温暖化対策推進条例の規定に基づく自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車

平成二十二年三月三十日

告示第四百八十五号

改正 平成二十七年三月三十一日

告示第三百二十五号

改正 令和二年三月三十一日

告示第二百八十号

埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成二十一年埼玉県条例第九号）第二十五条第二項の規定に基づき、自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車を次のとおり定め、平成二十二年四月一日から施行する。

自動車排出温室効果ガスを排出せず、又はその排出量が相当程度少ない自動車とは、次に定める自動車をいう。

一 電気自動車

二 燃料電池自動車

三 車両総重量が三・五トンを超える自動車のうち、次に掲げる自動車

イ 乗車定員十一人以上の乗用自動車及び貨物自動車で、平成二十七年燃費基準達成車（自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成十六年国土交通省告示第六十一号。以下「燃費基準実施要領」という。）に基づく平成二十七年燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）

ロ 乗車定員十人以下の乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車（燃費基準実施要領に基づく平成三十二年燃費基準を達成している自動車をいう。以下同じ。）又は平成二十七年燃費基準達成車

四 車両総重量が三・五トン以下の自動車のうち、次に掲げる自動車

イ ガソリン自動車又はディーゼル自動車のうち、次に掲げる自動車

(1) 乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十七年燃費基準を十パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車

(2) 軽量貨物車又は中量貨物車で、平成二十七年燃費基準達成車

ロ LPガスの乗用自動車で、平成三十二年燃費基準達成車又は燃費基準実施要領に基づく平成二十二年燃費基準を二十五パーセント以上上回る燃費性能を有する自動車（車両総重量が二・五トン以下のLPガスの乗用自動車にあつては、燃費基準実施要領に基づく平成二十二年燃費基準を十パーセ

ント以上上回る燃費性能を有する自動車)

五 燃費基準実施要領に基づく燃費性能の定めがない自動車